



もくじ

- 表紙写真・会長新年あいさつ…………… 1
- 口約束で農地の貸し借りをしていませんか…………… 2
- 農地中間管理制度が変わります・イベントリポート…………… 3
- 私、頑張っています!・質問コーナーほか…………… 4

令和2年1月1日発行 南箕輪村農業委員会
 発行責任者：会長 高木繁雄
 編集：南箕輪村農業委員会だより編集委員会
 〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
 TEL.0265-72-2176 FAX.0265-73-9799
 E-mail：nougyou-d@vill.minamiminowa.lg.jp

イチゴ栽培の最盛期を迎えました

※関連記事は4ページ



しかし、TPP11、EPA、日米間の個別交渉など国際経済連携協定が発効し、関税引き下げによる農産物の輸入量が増加してきており、今後の食糧自給率を含め影響や動向が懸念されます。

こうした動きに対し、国内では農業の産業化を図り、生産力を高めるため「担い手経営体の育成、農地利用の高度化・効率化」を重点施策として推し進めて

おります。村農業委員会においても、こうした国策に沿った活動を推し進めていますが、地域性などもあり、高齢化による離農者や農地の売却・宅地への転用志向、遊休化なども進んでおり難しいものがあります。

一方では、若い皆さんが農業に取り組まれる姿が現れてきており、心強いものがあります。村の農事組合法人「まっくんファーム」などと連携しながら、大きく躍進されるよう支援をしていく所存であります。

これらを踏まえ、従来からの「人・農地プラン」を見直し、より実質化させ、村農業における将来ビジョンをまとめるなど「農地利用の最適化」を進めてまいります。アンケートや地域の話し合いを通して、地域性を活かした豊かな農村環境が形成されることを願っております。

諸々の課題を背負っています。今年度は農業委員会委員の改選の年となります。若い方、女性、認定農業者、有識者など多岐にわたる委員で構成され、皆で地域農業を推進する力になればと思いますので、よろしくお願いたします。

最後に、皆様方が健康で幸多く、村の農業が益々発展するよう折念申し上げまして年頭のあいさつといたします。

新年農業委員会会長

あいさつ

南箕輪村農業委員会会長 高木 繁雄



明けましておめでとございます。ご家族様お揃いで新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。今年も村農業の将来を見据え、一層の発展に向けて委員一同頑張っておりますのでよ

ろしくお願いいたします。昨年は穏やかな年で終わるのかもしれない矢先、台風15・19号により県内にも大きな被害が出ました。被害にあわれました皆様に対し、お見舞いを申し上げます。当村でも果樹などを中心に被害が発生しましたが、幸いにも最小限の被害にとどまり安堵いたしましたところあります。

今年度は農業委員会委員の改選の年となります。若い方、女性、認定農業者、有識者など多岐にわたる委員で構成され、皆で地域農業を推進する力になればと思いますので、よろしくお願いたします。

止めよう ヤミ耕作

家庭菜園的に農地を借りている方もトラブルが多発しています

口約束で農地の貸し借りをしていませんか

農作業もひと段落となり、今年の農作業に向けての計画や検討を進める時期となりました。

農地を借りている農家は今年も農地を借りるのか、農地を貸している農家は引き続き貸すのか、両者で話し合いを行うかと思いますが、口約束だけの農地の貸し借りは「ヤミ耕作」とも呼ばれており、その後のトラブルに繋がる場合があります。

近所の方から借りているから大丈夫

おじいさんの時代から貸しているから、耕作者へ手続きを今更お願いできない

小規模な農地で短期間の貸し借りなので口約束で大丈夫

村や農業委員会への手続きが面倒

このような理由により口約束のみで農地を貸し借りしているケースが多く見受けられます。口約束での貸し借りが原因と思われるトラブルの一例と、トラブルにならないための手続き方法を紹介します。現在、口約束での貸し借りをしている方や、新たに農地の貸し借りをしようとして検討している方は参考としてください。



紹介した口約束での農地の貸し借りによるトラブルは、実際に農業委員会に寄せられた相談です。村や農業委員会へ農地の貸し借りの手続きを行うことで、農地の所有権や耕作権がそれぞれ保護されるほか、賃貸借料や契約期間についても明確化されます。金銭や農地使用のトラブルは親類や近所間で発生すると感情的に解決しにくくなります。現在、口約束で農地を貸し借りしている方は、左記の各手続き方法による農地の貸し借りをするようにしてください。

※各手続きは農業委員会の審議、許認可が必要です。

【利用権設定による貸し借り】

(相対による貸し借り)

農地の貸付人と借受人で賃料や期間を定めて行う貸借設定です。契約期間満了で自動的に契約が終了します。

【農地法による貸し借り】

農地の貸付人と借受人で賃料や期間を定めて行う貸借設定です。契約期間満了時に別の手続きを行わなければ、自動的に契約が更新されます。

【農地中間管理事業による貸し借り】

※3ページを参照

長野県農業開発公社が間に入る農地の貸借制度です。借受人の条件があります。10年間の長期の契約期間と原則として途中の解約ができないため、安心して借り受けや貸し付けができます。



手続きを行い、安心して農業経営を行いましょ

ケース1

所有者

先日父が急死し、遠方に住んでいる娘の私が農地を相続しました。父から生前「農地は近所の方に貸している」と聞いてはいましたが、具体的に誰に貸しているかは聞いていませんでした。父は口約束で農地を貸していたようですが、村や農業委員会で耕作者は把握できるのでしょうか？

口約束での農地貸し借りの場合は、農業委員会では耕作者を把握できません。農地の近くの方や関係者と思われる方に聞くなどして、耕作者を探索してください。

ケース2

耕作者

10年ほど前に近所の農家から農地の耕作管理を頼まれ、口約束で農地を借り受けて自家用の野菜を作付けしていました。娘婿の住宅を建築する土地としたので、来月末に農地を返してほしいと申し出を受けました。1年前にお金を掛けてパイプハウスを建てたばかりです。耕作者の権利は主張できないのでしょうか？

口約束での農地貸し借りの場合は、「耕作権」が保護されていません。耕作者が農地所有者と個別に話し合いを行うこととなります。

ケース3

所有者

5年ほど前に近所の方から、「田んぼと畑を借りたい」と申し出があり、実際に自作の耕作管理で困っていたので、農業委員会への手続きは行わず、任意の賃貸借契約書で農地を貸し付けました。1年目は農地の賃借料の支払いを受けましたが、2年目から支払いがされなくなりました。又、田んぼも現在は水稲でなく野菜の作付けと、一部に果樹が植えられています。賃借料の支払いと果樹の撤去をお願いしたいのですが、近所の方なので強くは言えず困っています。農業委員会が間に入って交渉をしていただけませんか？

任意の賃貸借契約などによる貸し借りでのトラブルは、個人間同士の契約上での問題であるため、村や農業委員会が間に入ることはできません。所有者が耕作者と個別に話し合いを行うこととなります。

ケース4

耕作者

口約束で農地を借りていますが、先日大雨で農地の土手が崩れて土砂が道のため、とりあえず私が全額費用を負担して土砂の撤去と復旧工事を行いました。後日、農地所有者へ費用負担の相談をしたところ、「土手の管理も含めて貸し付けているので、所有者側で費用負担できない」と言われました。耕作者側で全額費用を負担するものなのでしょうか？

口約束での農地貸し借りの場合は、その費用負担等について農地所有者と個別に話し合いを行うこととなります。

より使いやすく

農地中間管理事業の制度が変わります

いままでは…

農地中間管理事業の農地借り受けの事務手続きに時間がかかり、営農計画を立てにくい。

農地中間管理事業で農地を借り受けると、農地の利用状況を毎年報告する必要があり煩わしい。

これからは

農地中間管理機構に農地を預ける事務手続きと機構から借り受けの事務手続きを同時に行うことができるようになり、借り受けまでの時間が短縮されます。

農業委員会が行う毎年の農地利用状況調査で現地の状況を確認することにより、農地借受け人からの報告は不要となります。



4月から農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されます

関係する法律等の一部改正により、JA上伊那が取り扱っている農地利用集積円滑化事業が令和2年4月1日より農地中間管理事業に統合されます。4月1日からの農地の貸し借りは、農地中間管理事業、農地法、または相対による利用権設定の手続きにて行うこととなります。



3月31日までは円滑化事業の新規契約が可能です

円滑化事業で新たに農地の貸し借りを行う期限はいつまで？

円滑化事業での更新契約が可能です

3月31日の前に契約が切れる円滑化事業の更新はいつなる？

円滑化事業での更新はできませんので、ほかの制度による手続きをお願いします

4月1日以降に契約が切れる円滑化事業の更新はいつなる？

4月1日以降のJAでの取り扱いは農地中間管理事業となります

JAが窓口となる農地の貸し借り制度はなくなってしまうの？

〔第14回農産物フェア〕リポート

生産者と消費者が顔を合わせ、触れ合いながら新鮮な農産物の販売、PRをする村営農センター主催の「第14回南みのわ農産物フェア」が10月19日に味工房前の駐車場にて開催されました。あいにくの雨降りとなってしまいましたが、来場者も徐々に増え大勢のお客さんでにぎわいました。

あじうな、まっくん野菜家、農村青年倶楽部などの各団体、個人農家による各種野菜、果物、花き、漬物などの販売、梨（南水）の詰め放題、消費拡大コーナーの試飲サービスなど、開会と同時に行列ができ、早々に売り切れとなるコーナーもありました。

また本年度は上伊那8市町村、11店舗のプリンを販売する「伊那谷プリンフェス」が同時に行われ、おもてなしプリン大使の成美さんも登場し、全コーナー回ってPRしていただき会場を盛り上げてくれました。

12時30分からは村の特別栽培米「風の村米だより」を使ったおにぎりの特製豚汁も無料配布され、長蛇の列ができ、皆さんおいしそうにほうばっていました。

毎年このフェアを楽しみにしている来場者も村内はもとより村外や県外からも多数おり、来年に向けて更に地産地消の拡大ができればと思います。

年々気候変動による天候不順や災害が増えつつあり、農作物にも影響して栽培管理も難しくなってきたりしているなか、地元南箕輪村で頑張って収穫した新鮮な野菜、果物、花きなどを元気にPR発信ができたのではないかと思います。

（執筆：農業振興部長 征矢康幸）



私、頑張っています!



今回紹介する農業者は大芝地区でイチゴとメロンを栽培されている武村淳一さんです。

Q 農業を始めて何年目ですか?

A 平成12年に農業構造改善事業で国から半額の補助を受けて就農しました。就農して19年目になります。

Q 農業を始めたきっかけは?

A 大芝高原を拠点とした観光農園を目指して始めました。当時は大学生で、父から観光農園の話聞き興味を持ちました。その後JAの研修制度を利用しました。

Q 主な栽培作物は何ですか?

A 12月から6月までが促成イチゴの章姫を栽培し、8月からはメロンのアールスを栽培しています。

Q 現在の経営面積は?

A 以前はハウス3棟で27アールの経営面積でしたが、3年前に農業経営の規模拡大をして、ハウス6棟で57アールの経営面積になりました。

Q 苦労している点は何ですか?

A 経営規模を拡大したため、年間を通じて安定した労働力の確保が難しいのと、病害虫が発生するので駆除に苦労しています。

Q 今後の目標をお願いします。

A 私の息子が5年後には就農する予定です。栽培した作物の加工・販売の6次産業化やカフェの様な店舗を持ち、一緒に観光農園を実現するのが夢です。

(取材・撮影・大芝地区担当 小澤敏雄農業委員)



全国農業新聞を購読しませんか

農業委員会の系統組織である「全国農業会議所」が発行している全国農業新聞は、毎週金曜日発行の週刊新聞です。国の農政農地施策から地域農業の話題、農作業のためになる知識や季節の野菜を使った料理の紹介など、身近な生活に役に立つ情報まで満載です。農業委員会では情報発信の一つとして購読のあっせんを行っています。農家以外の一般家庭の方でも役に立つ情報が満載ですので、ぜひこの機会にご購読をご検討ください。

1か月の無料試し読みも受け付けていますので、お気軽に農業委員会事務局までお問い合わせください。

【購読料】1か月700円
【発行】毎週金曜日(週刊)



困っています 教えてください



「会社勤めが定年になり、農業を継承するが手続き方法は?」

Q

長年会社勤めをしていましたが定年を迎えたため、家の農業経営を父親主体から私に変えることになりました。父親名義の農地で自家消費用の水稲と一般野菜を家族内で作付けして、今のところ出荷をする予定はありませんが、農業委員会などへ手続きは必要なのでしょうか?

A

農家ごとに「農業経営者」が位置づけられていますので、家族内などで農業経営者が変更になった際は、農業委員会事務局へ印鑑を持参して経営者変更の手続きを行ってください。その他の機関への手続きとして、JA、NOSA、管轄の土地改良区、地区の営農組合などがありますので、状況により各機関で経営者変更の手続きをお願いします。また、経営者変更後の農業経営に関する経費は、新たな経営者での確定申告の対象となりますので、領収書の管理や経理にご注意ください。

また、家の農業を継承するのではなく、新たに農業を始めたいと考えている方は、まずは農地の借り受けや取得をする必要がありますが、いずれも農業委員会の許可等が必要になりますので、農業委員会事務局までご相談ください。

皆様からの農業に関するご質問、ご意見、農業委員会たよりのご感想などお寄せください。



南箕輪村農業委員会事務局
〒399-1459
南箕輪村4825-11
(役場産業課内)

お寄せ頂いた質問、ご意見、ご感想は読者の皆様と農業委員会の交流の場として次回以降の「農業委員会だより」の紙面へ掲載する場合があります。あらかじめご承知おきください。

編集委員のしげやき

農業委員会? 何それ。何するところ? 農地の権利移動などに関心や関わったことがなければおそらく知らない。そんなマイナーな組織の出す情報誌。あまり読まれないだろうと思いつつも、農業への関心を高めてもらいたいと委員一同毎回知恵を絞っています。

国の食糧自給率は37%にまで下がりました。農業離れが一段と進み、転用による農地の減少も止まることなく、自給率の低下は底なしの状況です。輸入に頼る食の安全は自国では担保できません。食糧の安全保障は暮らしの安全の基本であり、国土保全や癒しなど多面的働きをもつ農業こそ基幹産業として手厚く守らねばと思うのですが...

まずは地産地消の取り組みをもっともって強めていきませんか。

(農業委員だより編集委員 日戸正志)